

## 第1条 さいしんダイレクトビジネスの申込

### 1. さいしんダイレクトビジネスとは

さいしんダイレクトビジネス(以下「本サ - ビス」といいます。)とは、パ - ソナルコンピュ - タ - (以下「パソコン」といいます。)および本サ - ビス対応携帯電話機(以下「携帯電話」といいます。)などの機器(以下「端末」という)を用いたご契約者(以下「ご契約先」といいます。)からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等の各デ - タの伝送、税金・各種料金払込みサービス「Pay - e a s y ( ペイジ - )」、その他当金庫所定の取引を行うサ - ビスをいいます。

ただし、当金庫は、本サ - ビスの対象となる取引および内容を、第16条に定めるところにより、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 2. 利用申込

- (1) 本サ - ビスの利用を申込されるお客様(以下「利用申込者」といいます。)は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「さいしんダイレクトビジネス申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は利用者番号および確認用パスワードを記載した「お客様カード」(以下「お客様カード」といいます。)を、お客様の届出住所宛に郵送するものとします。
- (3) 当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱った場合は、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した利用者番号、各種暗証番号・パスワードまたは電子証明書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サ - ビスの利用申込をするものとします。

### 3. 利用資格者

- (1) ご契約先は、本サ - ビスの利用に際してご契約先を代表する管理者(以下「管理者」といいます。)を定めるものとします。
- (2) 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サ - ビスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者(以下「利用者」といいます。)を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。
- (3) パソコンを用いる場合、本サ - ビスの利用資格者は、管理者および利用者とします。
- (4) 携帯電話を用いる場合、本サ - ビスを利用できる利用資格者は、管理者のみとします。

### 4. 使用できる端末

本サ - ビスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限り、なお、端末の種類により本サ - ビスの対象となる取引は異なる場合が

あります。

#### 5．本サ - ビスの取扱時間

本サ - ビスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

#### 6．代表口座

ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座（総合口座を含みます）または当座預金口座の一つを本サ - ビスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届け出るものとします。

#### 7．手数料等

- (1) 本サ - ビスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）を「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
- (2) ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料を支払うものとします。なお、諸手数料には消費税等相当額を含みます。
- (3) 第1号の利用手数料および第2号の諸手数料は、普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしにお支払いいただきます。
- (4) 当金庫は、第1号の利用手数料および第2号の諸手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第2条 本人確認

#### 1．本人確認の手段

- (1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。

電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）

利用者番号および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）
- (2) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、第1条第4項に応じてご契約先自身が決定のうえ、当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。

#### 2．電子証明書の発行

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申し込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。
- (2) 同一のご契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできません。

#### 3．ご契約先暗証番号等の登録

- ( 1 ) ご契約先暗証番号は、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
- ( 2 ) 管理者は、本サービスの利用開始前に、端末によりご契約先暗証番号およびご契約先確認暗証番号を当金庫所定の方法により登録します。
- ( 3 ) 電子証明書方式を申込の場合は、第 1 号および第 2 号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

#### 4 . 利用者暗証番号等の登録

- ( 1 ) 管理者は、端末により利用者の利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号を当金庫所定の方法により登録します。
- ( 2 ) 電子証明書を申込の場合は、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

#### 5 . ログオンパスワードの登録・変更（携帯電話）

- ( 1 ) 管理者は、携帯電話による本サービスのご利用開始前に、携帯電話からログオンパスワードを登録します。なお、ログオンパスワード登録時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。  
ご契約先が指定したご契約先暗証番号、お客様カードに記載された「利用者番号」および「確認用パスワード」を端末から管理者自身が入力します。  
当金庫は、管理者が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
- ( 2 ) ログオンパスワードの変更も前号の方法により、行うものとします。

#### 6 . 本人確認手続き（パソコン）

- ( 1 ) 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。  
電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号および確認用パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。  
ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力した利用者番号、ご契約先暗証番号および確認用パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ( 2 ) 第 4 項によりすでに利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。  
電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号および利用者確認暗証番号と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。  
ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した利用者 ID、利用者暗証番号および利用者確認暗証番号と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ( 3 ) 当金庫は、前二号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。  
ご契約先の有効な意思による申込であること。  
当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- ( 4 ) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、利用者番号、利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金

庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、「利用者番号」、「利用者ID」、「利用者暗証番号」、「利用者確認暗証番号」等または「電子証明書」の盗用により不正に行われた資金移動等の損害である場合、お客様は、第12条の定めに従い補償を請求できるものとします。

## 7. 本人確認手続き（携帯電話）

### (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

すでにログオンパスワードの登録が完了した管理者の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

ログオンパスワード、利用者番号、確認用パスワード等を端末の画面上で管理者自身が入力します。

当金庫は、管理者が入力された各内容と当金庫に登録されている「ログオンパスワード」、「利用者番号」、「確認用パスワード」等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- a. 管理者の有効な意思による申込みであること。
- b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

### (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうちは、「ログオンパスワード」、「利用者番号」および「確認用パスワード」につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、「ログオンパスワード」、「利用者番号」および「確認用パスワード」の盗用により不正に行われた資金移動等の損害である場合、お客様は、第12条の定めに従い補償を請求できるものとします。

## 8. お客様カードの取扱い

### (1) 「お客様カード」は、管理者ご本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・質入・貸与はできません。当金庫から請求があった場合、ご契約先は速やかに「お客様カード」を当金庫に返却するものとします。

### (2) ご契約先が「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合には、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、責任を負いません。

### (3) 前号の「お客様カード」を失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取り扱います。

### (4) 「お客様カード」の再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとし、再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料（消費税等相当額を含みます。以下同じ）をいただきます。

## 9. 暗証番号等の管理

### (1) 各種暗証番号・パスワードは、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種暗証番号・パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

### (2) 各種暗証番号・パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

### (3) 本サービスの利用にあたり、管理者が、各種暗証番号・パスワードの誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、

ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

- (4) 利用者が本サ - ビスを利用するにあたり、各種暗証番号・パスワードの誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サ - ビスを停止しますので、当該利用者に関し本サ - ビスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。

#### 10. 電子証明書の有効期間および更新

- (1) 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- (2) 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
- (3) 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が電子証明書方式からID・パスワード方式に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

#### 11. 電子証明書の取扱い

- (1) 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- (2) 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
- (3) 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- (4) 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- (5) 管理者および利用者本人に、次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害について責任を負いません。

電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。

電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。

電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

### 第3条 取引の依頼

#### 1. サ - ビス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、本サ - ビスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サ - ビス利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫宛に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サ - ビスのサ - ビス利用口座として登録します。ただし、サ - ビス利用口座として指定可能な預金の種類および本サ - ビスの対象となる各取引において指定可能なサ - ビス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

- ( 3 ) 届出可能なサ - ビス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- ( 4 ) 届出可能なサ - ビス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- ( 5 ) サ - ビス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

## 2. 取引の依頼方法

本サ - ビスによる取引の依頼は、第 2 条に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサ - ビス利用口座の届出に従い取引を実施します。

## 3. 取引依頼の確定

- ( 1 ) 当金庫が本サ - ビスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫がこの回答を受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、訂正はできないものとします。

- ( 2 ) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第 4 条 資金移動

### 1. 取引の内容

- ( 1 ) 本サ - ビスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサ - ビス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引を行います。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料（消費税等相当額を含みます。以下同じ）をいただきます。
- ( 2 ) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
- ( 3 ) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- ( 4 ) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- ( 5 ) 次の から のいずれかに該当する場合、振込または振替はできません。

振込または振替時に、振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき

支払指定口座が解約済のとき

ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき

差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき

入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき

その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき

- (6) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

## 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。

ただし、振込・振替依頼日当日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合または受付日が窓口休業日のときは、「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌窓口営業日（以下「翌営業日」といいます。）に「入金指定口座」宛振込・振替処理を行います。

## 3. 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 振込取引において、入金指定口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、事由の如何にかかわらず、当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。この場合、第1項第1号の振込手数料は返還しません。なお、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前号以外の振込取引において、指定日以降にその依頼内容を訂正する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の および の訂正の手続きにより取り扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きによります。

訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- (3) 第1号以外の振込取引において、依頼内容の確定後はその依頼を取りやめることはできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めた場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱います。また、組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料（消費税等相当額を含みます。以下同じ）をお支払いいただきます。

組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。

現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (4) 第2号および第3号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻し手数料は返還しません。
- (5) 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (7) 第2号および第3号に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、第1項第1号の振込手数料は返還しません。

#### 4. ご利用限度額

##### (1) パソコンによる取引のご利用限度額

当金庫は、「振替」、「振込」それぞれについて1回あたりの上限金額、1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

ご契約先は「振替」、「振込」それぞれについて、前号に基づき定められた1回あたりの上限金額および1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。

##### (2) 携帯による取引のご利用限度額

1回あたりの上限金額、1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額は、申込時あるいは変更時に管理者が設定した金額の範囲内とし、その上限は当金庫所定の上限金額の範囲内とします。ただし、当金庫は、所定上限金額をご契約先に通知することなく変更する場合があります。

##### (3) 上限金額もしくはご利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 第5条 照会サ - ビス

### 1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサ - ビス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

### 2. 照会後の取消、訂正

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により訂正または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第6条 ファイル伝送サ - ビス

## 1. サ - ビスの定義

- (1) ファイル伝送サ - ビス(以下「デ - タ伝送」といいます。)とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデ - タ(以下「伝送デ - タ」といいます。)を通信回線を通じて授受するサ - ビスをいいます。
- (2) デ - タ伝送が可能な伝送デ - タの種類は、申込書により契約したデ - タ伝送区分の範囲とします。

## 2. 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替に係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

## 3. 取扱方法

- (1) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。
- (2) 伝送デ - タの授受にあたり、伝送時限、デ - タの仕様等については、当金庫が定める方法により行ってください。
- (3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金及び当金庫所定の振込手数料(以下「振込資金等」といいます。)は、当金庫所定の日時までサ - ビス利用口座へ入金してください。振込資金等のサ - ビス利用口座からの引落しは、普通預金規定、普通預金規定(無利息型)、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (4) 次の から のいずれかに該当する場合、総合振込、給与振込、賞与振込はできません。  
振込資金等の引落し時に、振込資金等が、支払指定口座より払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき  
支払指定口座が解約済のとき  
ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき  
差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき  
その他、振込ができないと当金庫が認める事由があるとき
- (5) 当金庫は、伝送デ - タに誤りや瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合、当該デ - タの受付をしません。この場合には、正しい伝送デ - タを直ちに当金庫に再送を行ってください。
- (6) 当金庫は伝送デ - タを正式デ - タとして受領した以降は、原則として訂正または取消しを行いません。

## 4. 上限金額

- (1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送一回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- (2) ご契約先は前号のそれぞれのデ - タ伝送種類毎について、前号に基づき定められた伝送一回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。
- (3) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 5. 総合振込サ - ビス

- (1) ご契約先は、当金庫に対しご契約先の取引先に対する支払金の振込事務(以下「総合振込」という)

を委託し、当金庫はこれを受諾します。

- (2) 総合振込による振込を指定できる口座は、当金庫の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の契約者の取引先名義の普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。
- (3) 振込依頼は、振込指定日の7営業日前から1営業日前の10時までにデ - タ伝送により当金庫宛送信するものとします。
- (4) 当金庫は、ご契約先が総合振込の依頼のために前3号に従い伝送した伝送データにより指定された振込指定日に振込手続をします。
- (5) 振込資金は振込指定日の1営業日前までにサ - ビス利用口座へ入金してください。
- (6) 依頼人の取引先に対する振込金の支払開始時期は、振込金が入金指定口座に入金された時とします。
- (7) 当金庫は振込受取人に対し、入金通知を行いません。

#### 6. 給与(賞与)振込サ - ビス

給与(賞与)振込サ - ビスを取り扱う場合、本契約に定めない事項については、別途締結する「さいしんダイレクトビジネス給与振込サービス契約書」により取り扱うものとします。

#### 7. 預金口座振替サ - ビス

預金口座振替サ - ビスを取り扱う場合、本契約に定めない事項については、別途締結する「さいしんダイレクトビジネス口座振替サービス契約書」により取り扱うものとします。

#### 8. 入出金・振込入金明細サ - ビス

- (1) ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサ - ビス利用口座について、入出金明細および振込入金明細照会の口座情報を伝送デ - タとして照会することができます。なお、各明細の伝送デ - タ作成基準及び配信時限等は、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (2) ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9. 振込内容の変更・組戻し

総合振込および給与(賞与)振込サ - ビスによる振込内容の変更・組戻しを行う場合は、第4条第3項と同様の取り扱いとします。

### 第7条 税金・各種料金払込みサ - ビス「Pay - easy (ペイジー)」

#### 1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサ - ビス「Pay - easy (ペイジー)」(以下「料金払込みサ - ビス」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落とし金を払込むことができるサ - ビスをいいます。

- ( 2 ) 料金払込みサ - ビスの 1 回あたりの上限金額、 1 日 ( 基準は「午前零時」) あたりの上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりご契約先に通知することなく変更する場合があります。
- ( 3 ) 料金払込みサ - ビスは、本条に特別な定めがない限り、第4条 ( 資金移動 ) における振込取引と同様の取り扱いとします。
- ( 4 ) 一度依頼した払込みは取消できないものとします。但し、過誤による払込みの依頼については、操作完了しない間は取消できるものとします。
- ( 5 ) 当金庫は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- ( 6 ) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
- ( 7 ) 料金払込みサ - ビスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。
- ( 8 ) 料金払込みサービスにかかるサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を支払指定口座よりお支払いいただきます。
- ( 9 ) 前号の利用手数料は、普通預金規定、普通預金規定 ( 無利息型 )、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしにお支払いいただきます。

## 2 . 利用の停止・取消し等

- ( 1 ) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサ - ビスの利用を停止することがあります。料金払込みサ - ビスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- ( 2 ) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサ - ビスを利用できません。
- ( 3 ) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

## 第 8 条 届出事項等の変更

### 1 . 契約内容の変更

本サービスの契約内容等を変更する場合は、当金庫所定の書面により届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、第 12 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 2 . その他届出事項の変更

本サ - ビスに係る印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、第 12 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第 9 条 取引の記録

本サ - ビスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サ - ビスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第10条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

## 第11条 免責事項等

### 1. 免責事項

次の各号の事由により本サ - ビスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### 2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サ - ビスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サ - ビスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

### 3. 端末の障害

本サ - ビスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 4. 郵送上の事故

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が「お客様カード」の裏面に記載の「確認用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

## 第12条 パスワード等の盗用による不正な資金移動等

### 1. 補償の要件

「利用者番号」、「利用者ID」、「利用者暗証番号」、「利用者確認暗証番号」等または「電子証明書」盗用により行われた不正な資金移動、税金・各種料金払込み(以下「資金移動等」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害(手数料や利息を含み、お客様が不正な資金移動等を行ったものから受けた損害賠償金または不当利得返還金の額を除きます。

以下単に「損害」といいます。)の補償を次項の限度で請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

## 2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害について、当金庫所定の金額を限度として補償します。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失または過失があるなどの場合には、当金庫は当該資金移動等に係る損害の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

## 3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、「利用者番号」、「利用者ID」、「利用者暗証番号」、「利用者確認暗証番号」等または「電子証明書」の盗用の日(当該盗用が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

## 4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
  - 法人の役員、使用人または法人の役員の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、若しくは家事使用人によって行われた場合。
  - お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

## 第13条 解約等

### 1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、当金庫から通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

### 2. ご契約先による解約

ご契約先による解約の場合は、当金庫所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

### 3. 当金庫からの解約

ご契約先に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも本契約を解約することができますものとしてします。この場合、当金庫はご契約先の届出住所等に解約の通知を行います。当金庫が解約の通知を届出住所等にあてて発信した場合、到達のいかんにかかわらず発信した時に解約されたものとします。ただし、次の3号、5号および9号に該当するときは、解約とみなし、解約通知書の発送を省略いたします。

- (1) 1年以上にわたり本サ - ビスの利用がない場合
- (2) 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサ - ビスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (3) 本サ - ビスに関する郵便物が、郵便不着等で返戻された場合
- (4) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき
- (5) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
- (6) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- (7) 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (9) 相続の開始があったとき
- (10) 本サ - ビスを不正使用したとき
- (11) その他上記に類する事象が発生したとき

### 4. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

### 5. サ - ビス利用口座の解約

サ - ビス利用口座が解約された場合は、当該口座に係る本サ - ビスは解約されたものとします。

### 6. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、「お客様カード」、「利用者番号」、各種暗証番号等は、すべて無効となります。

また、第1項から第4項の解約の場合、当金庫から特に返却の請求がない限り、「お客様カード」はご契約先の責任で破棄してください。

## 第14条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メ - ルアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、

届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## **第15条 規定等の準用**

本契約に定めない事項については、各サ - ビス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サ - ビス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、さいしんダイレクトビジネス給与振込サービス契約書、さいしんダイレクトビジネス口座振替サービス契約書等により取り扱います。

## **第16条 規定の変更等**

当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

## **第17条 契約期間**

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## **第18条 機密保持**

ご契約先は、本サ - ビスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

## **第19条 準拠法・管轄**

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所とします。

## **第20条 譲渡・質入・貸与の禁止**

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 第21条 サ - ビスの終了

当金庫は、本サ - ビスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サ - ビスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上

平成 24 年 1 月 1 日現在